

騒音規制法の概要

●騒音規制法 昭和43年6月10日法律第98号

<目的>

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

<規制地域>

岐阜市長は、生活環境を保全する観点から、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域を、規制する地域として指定します。

<規制基準>

岐阜市長は、環境大臣が定める範囲内において時間及び区域の区分ごとに規制基準を定めます。

<工場等騒音の規制>

機械プレス、送風機等、著しい騒音を発生する施設であって政令で定める施設を設置する工場等が規制対象となります。具体的な規制は、特定施設の設置前に必要な届出を課す等の事前規制及び規制基準を遵守することを課す等の事後規制に区分されます。

<建設作業騒音の規制>

くい打機等の建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって政令で定める作業が規制対象となります。具体的な規制は、工場等の規制と同様です。

<自動車騒音の規制>

単体規制として、個々の自動車の騒音の大きさについて許容限度が定められています。これは、自動車が一定の条件で運行する場合の騒音の大きさの限度として環境大臣が定めるものです。また、道路としての施設への規制として要請限度が定められています。これは、岐阜市長が定める規制地域内において、自動車の騒音が環境省令で定める限度を超え、かつ、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる場合に、都道府県公安委員会に道路交通規制等の措置をとるよう要請するとされています。

<深夜騒音等の規制>

飲食店営業等に係る深夜における騒音、拡声機を使用する放送に係る騒音等の規制に関しては、地方公共団体が、住民の生活環境保全の観点から、当該地域の自然的、社会的条件に応じて必要な措置を講ずるとされています。(岐阜県公害防止条例)